

令和8（2026）年度「U I Jターン就職促進事業」業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県が発注する令和8（2026）年度「U I Jターン就職促進事業」業務を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 目的

本業務においては、学生と県内企業との交流会等を開催し、マッチング支援を行うとともに、U I ターン就職促進協定締結校（以下「協定校」という。）と県内企業との情報交換会を実施し、両者の連携強化を図ることで、首都圏で就学する本県出身者を始め、本県企業に関心のある学生等のU I Jターン就職を促進することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和9（2027）年3月31日（水）まで

3 委託業務

（1） 学生と県内企業との交流会の開催

ア 実施内容

首都圏大学等に進学した本県出身の学生等を対象に、県内企業の業務内容や求める人物像、採用情報やインターンシップ情報等を発信する機会を提供し、具体的な就業イメージの形成や県内企業の魅力・実力等の理解促進につながる内容とすること。

また、各回明確なコンセプトを設定すること。

イ 実施回数等

学生の参加が多数見込まれる時期を選定し、原則として、対面（東京都内等）又はWeb等で、年6回程度実施すること。

ウ 会場

会場については、栃木県と受託者間で協議の上決定する。

エ 参加企業等

参加する企業等は、県内に本社があること、もしくは県内に事業所があることを要件とし、各回3社程度とする。なお、参加企業等は、栃木県と受託者間で協議の上決定する。

（2） 協定校と県内企業との情報交換会の開催

ア 実施内容

協定校の就職支援担当者等と県内企業の採用担当者等を対象に、企業情報や採用情報、学生の動向等についての情報交換の機会を提供し、県内企業の魅力・実力等を協定校にPRするとともに、両者の関係構築を促進する内容とすること。

イ 実施回数等

協定校の参加が多数見込まれる時期を選定し、原則として、対面（東京都内）又はWeb等で年2回実施すること。

ウ 会場

会場については、受託者が確保すること。会場の決定は、栃木県及び受託者間で協議して行うこととする。

エ 参加学校及び企業等

参加する学校については、30校程度とする。参加する企業等は、県内に本社があること、もしくは県内に事業所があることを要件とし、30社程度とする。なお、参加企業は、栃木県と受託者間で協議の上決定することとする。

(3) 周知・広報等

(1)～(2)の事業実施に当たり、広く学生や協定校の参加を促すため、紙媒体のチラシを作成の上、首都圏大学等に郵送または持参により配布することとし、チラシの内容については、栃木県と受託者間で協議を行うこととする。

また、県内企業の参加を促すため、電子データで参加申込書等のチラシを作成し、電子メールやインターネット等を活用して広く周知することとし、内容については栃木県と受託者間で協議を行うこととする。

広報物の著作権は栃木県に帰属するものとし、作成後の電子データを栃木県に提出する。

(4) 準備・運営等

(1)～(2)の事業実施に当たり、参加者との調整や資料作成等の準備のほか、当日の運営等を行うこと。

(5) アンケートの実施について

(1)～(2)の事業実施後、参加者に対してアンケートを実施すること。なお、アンケート項目については、栃木県と受託者間で協議の上決定すること。

(6) その他企画提案等

(1)～(2)の事業以外で、U I J ターン就職の促進に資するための効果的な事業を企画提案すること。

(7) 事業運営状況に係る栃木県への提出書類

ア (1)～(2)の事業ごとに、実績報告書やアンケート集計結果等を提出すること。

イ その他、栃木県の求めに応じて必要な資料を提出すること。

4 完了報告書の提出

受託者は、委託業務を完了したときは、完了の日から起算して10日以内に栃木県に対して業務完了報告書を提出するものとする。

5 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは、原則として事業完了検査後の精算払いとする。

(2) 委託料の支払期日をはじめ、委託費の請求、事業終了後の精算に必要な手続き等については、委託業務に係る契約書において別途定める。

6 秘密の保持

受託者は、参加者の個人情報については、細心の注意をもって取り扱い、第三者に漏らしてはならない。

また、受託者は、委託業務を行うに当たって、業務上知り得た秘密を漏らし、又は委託業務以外に利用することはできないものとする。委託業務終了後もまた同様とする。

7 その他

(1) 受託者は、個人情報保護法、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守す

る。

- (2) 事業の成果は委託元の栃木県に帰属する。また、本事業の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。
- (3) 事業実施に当たっては本仕様書の範囲内において栃木県と受託者が協議を重ねながら実施する。
- (4) この仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認め指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (5) 受託者は、書面により栃木県の承認を得たときを除き、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。
- (6) 受託者は、委託業務を実施するに当たって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に伴い生じた経費を負担するものとする。
- (7) 本事業は国の「地域未来交付金」を活用した事業であるため、次のことについて留意する。
 - ア 機器・器具等の調達に要する経費
必要となる機械・器具等（消耗品を除く）については、リースやレンタルで対応することとする。
 - イ 関係書類の整備
本事業は、会計検査院による実地検査の対象となるため、関係書類は事業終了日の属する年度の終了後5年間保存すること。また、会計検査院による実地検査が行われる際は、県の求めに応じ、関係書類の提出等を行うこととする。
- (8) 災害や感染症等の発生状況により、「3 委託業務」の実施が困難になった場合、実施方法について県と協議し、記載した業務内容と同等の対応ができるようにすること。